

○寒川町木造住宅耐震改修工事事業等補助金交付要綱

平成18年10月1日

改正

平成21年11月24日

平成23年1月11日

平成24年7月9日

平成25年4月1日

平成26年4月1日

平成27年4月1日

平成28年4月1日

平成31年2月13日

令和5年6月2日

令和7年4月1日

寒川町木造住宅耐震改修工事事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震改修工事等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助することに関し、寒川町補助金の交付等に関する規則（昭和50年寒川町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震改修工事 寒川町木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱（平成18年10月1日施行。以下「耐震診断要綱」という。）又は寒川町緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業補助金交付要綱（平成28年4月1日施行。以下「沿道建築物耐震診断要綱」という。）に規定する耐震診断の結果、上部構造の総合評点が1.0未満の木造住宅（以下「要改修住宅」という。）について、当該評点を1.0以上とするための改修工事をいう。
- (2) 耐震シェルター設置 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの生命を

守るための居室内部に組み立てる耐震シェルター、耐震ベッド等の東京都の「安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介」の装置部門で選定されたもの（以下「耐震シェルター等」という。）の購入及び設置をいう。

- (3) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法第202号）第23条第1項の規定により登録されている建築士事務所に所属する同法第2条第1項に規定する建築士であって、一般財団法人日本建築防災協会が実施する木造耐震診断資格者講習の修了者若しくはこれと同等の技術を持つと町長が認めた者又は沿道建築物耐震診断要綱第2条第1号に規定する耐震診断資格者をいう。
- (4) 耐震改修計画書 要改修住宅について、耐震改修工事の実施により、上部構造の総合評点が1.0以上になることを表す書面（耐震改修工事図面及び耐震改修工事費見積書を含む。）で、原則として耐震診断要綱又は沿道建築物耐震診断要綱に基づいて耐震診断を行った耐震診断技術者が作成するものをいう。
- (5) 耐震改修工事図面 耐震改修計画書に基づき、耐震診断技術者が作成する耐震改修工事を実施するために必要な図面をいう。

（補助の対象）

第3条 補助の対象は、要改修住宅であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に所在する木造住宅を所有している者又は当該者の2親等以内の親族が耐震改修工事又は耐震シェルター設置（以下、これらを「耐震改修工事等」という。）を行うもの
- (2) 交付申請年度の3月20日までに耐震改修工事等が完了することが見込まれるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 町税を滞納している者が行う場合
- (2) この要綱により既に補助金の交付を受けている場合
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が補助の対象とすることを特に不相当と認めた場合

（補助金の交付額等）

第4条 耐震改修工事等に必要とする経費に対する助成額は、次に掲げる額のいずれかとする。

(1) 耐震改修工事、耐震改修計画書作成及び現場立会いに要する経費の2分の1に相当する額又は50万円のうちいずれか少ない方の額から租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いた額

(2) 耐震シェルター設置に必要とする経費の2分の1に相当する額又は25万円のうちいずれか少ない方の額

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修工事等を行う前に、寒川町木造住宅耐震改修工事事業等補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 建築確認通知書の写し又は照合済書
- (3) 建物の登記事項証明書又は固定資産税家屋評価証明書
- (4) 耐震診断の結果報告書の写し
- (5) 町税納付状況調査同意書（第2号様式）
- (6) 所有者の同意書（親族が申請する場合）
- (7) 親族関係を示す書類（親族が申請する場合）
- (8) その他町長が必要とする書類

（交付決定）

第6条 町長は、補助金の交付を決定したときは、規則第6条の規定に基づきその決定及び条件等を寒川町木造住宅耐震改修工事事業等補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（耐震改修等計画報告書の提出）

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の通知を受けた日から60日以内に寒川町木造住宅耐震改修等計画報告書（第4号様式）に、次に掲げる書類（耐震シェルター設置の場合にあっては、第2号、第3号及び第6号に掲げる書類）を添付し、町長に

提出しなければならない。

- (1) 耐震改修計画書（第5号様式）
- (2) 耐震改修工事図面又は耐震シェルター等を設置する箇所が分かる図面
- (3) 耐震改修工事費見積書又は耐震シェルター等購入および設置費の見積書
- (4) 改修計画に基づく改修後を想定した耐震診断の結果報告書
- (5) 現況の写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

（申請の変更又は取下げ）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合、耐震改修工事費が確定し補助申請額に変更が生じた場合又は申請を取下げする場合には、寒川町木造住宅耐震改修工事事業等補助金交付（変更・取下げ）申請書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定変更通知等）

第9条 町長は、前条の申請により交付決定の変更又は取消しを行った場合には、寒川町木造住宅耐震改修工事事業等補助金交付決定（変更・取消し）通知書（第7号様式）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（報告及び指示）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、当該申請に係る工事が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、町長の指示を受けなければならない。

（交付請求）

第11条 第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、耐震改修計画書に基づき、速やかに耐震診断技術者による現場立ち合いのもとに耐震改修工事等を完了し、寒川町木造住宅耐震改修工事事業等補助金交付請求書（第8号様式）に次に掲げる書類（耐震シェルター設置の場合にあつては、第4号、第5号及び第6号に掲げる書類）を添付し、交付申請年度の3月20日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）までに町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事事業精算書（第9号様式）
- (2) 寒川町木造住宅耐震改修工事完了実績報告書（第10号様式）

(3) 現場立会い報告書（第11号様式）

(4) 耐震改修工事事業内訳書

(5) 耐震改修工事の領収書の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の規定による交付請求書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めた場合は補助金を交付するものとする。

（交付決定取消し通知）

第13条 町長は、規則第10条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、寒川町木造住宅耐震改修工事事業等補助金交付決定取消し通知書（第12号様式）により、当該補助金を受けた者に対し通知するものとする。

（証明書の発行）

第14条 町長は、この要綱に基づき町の補助金を受けて耐震改修工事を行った者に対して、当該工事内容を審査した上で、次に掲げる証明書を発行するものとする。

(1) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2第2項の規定に基づく住宅耐震改修証明書

(2) 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条第6項の規定に基づく証明書

（手数料の免除）

第15条 前条の証明に係る手数料は、寒川町手数料条例（平成12年寒川町条例第6号）第6条第4号の規定を適用するものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

（平成22年度における補助金の額の特例）

2 平成23年1月11日から平成23年3月20日までの間に第6条の規定により交付決定をする補助金の額については、第4条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額（以下この項、次項及び第4項において「補助基本額」という。）に、次の各

号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

- (1) 補助基本額が30万円以上 30万円
- (2) 補助基本額が30万円未満 補助基本額と同額
(平成25年度における補助金の額の特例)

3 平成25年4月1日から平成26年3月20日までの間に第6条の規定により交付決定をする補助金の額については、第4条の規定にかかわらず、補助基本額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

- (1) 補助基本額が30万円以上 30万円
- (2) 補助基本額が30万円未満 補助基本額と同額
(平成26年度における補助金額の特例)

4 平成26年4月1日から平成27年3月20日までの間に第6条の規定により交付決定をする補助金の額については、第4条の規定にかかわらず、補助基本額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

- (1) 補助基本額が30万円以上 30万円
- (2) 補助基本額が30万円未満 補助基本額と同額
(平成27年度における補助金額の特例)

5 平成27年4月1日から平成28年3月22日までの間に第6条の規定により交付決定をする補助金の額については、第4条の規定にかかわらず、補助基本額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

- (1) 補助基本額が30万円以上 30万円
- (2) 補助基本額が30万円未満 補助基本額と同額
附 則 (平成21年11月24日)

この要綱は、平成21年11月24日から施行する。

附 則 (平成23年1月11日)

この要綱は、平成23年1月11日から施行する。

附 則 (平成24年7月9日)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月13日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月2日）

この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

(宛先)寒 川 町 長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

寒川町木造住宅耐震改修工事業等補助金交付申請書

寒川町木造住宅耐震改修工事業等補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

建物の概要

建築物の所在地	寒 川 町				
用 途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> 兼用住宅（店舗・事務所）				
階 数	階 建				
面 積	1階	m ²	2階	m ²	延べ面積 m ²
建築年月日	年 月頃着工				
耐震診断結果	上部構造の総合評点				点
	診断者氏名				
	電話番号				
耐震改修計画書作成費					円
耐震改修工事等に要する費用(概算額)					円
現場立会い費					円
合 計 額 ①					円
補 助 申 請 額 (①×1/2かつ上限50万円)					円
添付書類					
(1) 住民票の写し					
(2) 建築確認通知書の写し又は照合済書					
(3) 建物の登記事項証明書又は固定資産税家屋評価証明書					
(4) 耐震診断結果報告書の写し					
(5) 町税納付状況調査同意書(第2号様式)					
(6) 所有者の同意書(親族が申請する場合)					
(7) 親族関係を示す書類(親族が申請する場合)					
(8) その他町長が必要と認める書類					

第2号様式（第5条関係）

第2号様式(第5条関係)

町税納付状況調査同意書

年 月 日

(あて先)寒川町長

住 所

氏 名

寒川町木造住宅耐震改修工事事業等補助金交付申請にあたり、私に係る寒川町町税の納付状況について、職権で調査することに同意します。

納付状況調査に同意する項目

- 1 町民税
- 2 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
- 3 軽自動車税

第3号様式（第6条関係）

第3号様式(第6条関係)

寒川町指令都第 号

年 月 日

様

寒 川 町 長

寒川町木造住宅耐震改修工事事業等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった寒川町木造住宅耐震改修工事事業等補助金については、次のとおり決定したので、寒川町木造住宅耐震改修工事事業等補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

交付決定金額		円
対象建築物	建築物の所在地	寒川町
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> 兼用住宅（店舗・事務所）
	階数	階建
交付条件	(1) 補助事業等の内容及び事業費を変更しようとする場合は、速やかに町長の承認を受けること。 (2) 補助事業等を取り下げしようとする場合は、速やかに町長の承認を受けること。 (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は、補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。 (4) 寒川町木造住宅耐震改修工事事業等補助金交付要綱の定めに従うこと。	

第4号様式（第7条関係）

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先)寒 川 町 長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

寒川町木造住宅耐震改修等計画報告書

寒川町木造住宅耐震改修工事業等補助金交付要綱第7条の規定により、寒川町木造住宅耐震改修等計画報告書を作成したので関係書類を添えて報告します。

建築物の所在地		寒川町
施 工 業 者	事業者名	
	住 所	
	電 話 番 号	
耐 震 改 修 工 事 費	耐震改修計画書作成費	
	直接工事費	
	諸経費	
	現場立会い費	
	改修計画による一般診断費	
	小計	
	消費税	
	合計 ①	
補助申請額 (①×1/2かつ上限50万円)		円
交付決定金額		円
添付書類1) 耐震改修計画書		
(2) 耐震改修工事図面又は耐震シェルター等を設置する箇所が分かる図面 (3) 耐震改修工事費又は耐震シェルター等購入及び設置費の見積書 (4) 改修計画に基づく改修後を想定した耐震診断の結果報告書 (5) 現況の写真 (6) その他()		
処理欄		

第5号様式（第7条関係）

第5号様式(第7条関係)

耐震改修計画書

計画書作成者 氏名・住所		
部位	現況	改修後
屋根の仕様		
壁の仕様		
基礎の形状		
床の仕様		
接合部の仕様		
劣化度		

上部構造

2階	現況の上部 構造評点	改修内容	改修後の 上部構造 評点
X方向			
Y方向			
1階	現況の上部 構造評点	改修内容	改修後の 上部構造 評点
X方向			
Y方向			

上部構造評点	判定
1.5以上	・倒壊しない
1.0以上～1.5未満	・一応倒壊しない
0.7以上～1.0未満	・倒壊する可能性がある
0.7未満	・倒壊する可能性が高い

第6号様式(第8条関係)

第6号様式(第8条関係)

年 月 日

(あて先)寒川町長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

寒川町木造住宅耐震改修工事事業等補助金交付(変更・取下げ)申請書

寒川町木造住宅耐震改修工事事業等補助金交付要綱第8条の規定により、年 月 日付けで交付決定のあった耐震改修工事等について、変更又は取り下げの申請をします。

建築物の所在地	寒川町
用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> 兼用住宅(店舗・事務所)
階数	階 建
変更・取下げ区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取下げ
変更内容 又は 取下げの理由	
処 理 欄	

第7号様式（第9条関係）

第7号様式(第9条関係)

寒川町指令都第 号

年 月 日

様

寒川町長

寒川町木造住宅耐震改修工事業等補助金交付決定（変更・取消し）通知書

年 月 日付けで交付決定した耐震改修工事業等補助金交付に係る決定を次のとおり(変更・取消し)するので、寒川町木造住宅耐震改修工事業等補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

対象建築物	建築物の 所在地	寒川町
	補助金額	円
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> 兼用住宅(店舗・事務所)
	階数	階建
変更内容 又は 取消しの理由		
備考		

第8号様式(第11条関係)

第8号様式(第11条関係)

年 月 日

(あて先)寒川町長

住 所

申請者 氏 名

電 話 番 号

寒川町木造住宅耐震改修工事事業等補助金交付請求書

寒川町木造住宅耐震改修工事事業等補助金交付要綱第11条の規定により、年 月 日
 付けで交付決定した耐震改修工事事業等補助金を次のとおり請求します。

対象建築物	建築物の所在地	寒川町
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> 兼用住宅(店舗・事務所)
	階数	階 建
交付請求額		円
振 込 み 口 座	<input type="checkbox"/> 座名義人	
	金融機関コード	
	金融機関名	
	支店名	
	口座の種類	
	口座番号	
添付書類	[1] 耐震改修工事事業等精算書(第9号様式) [2] <u>寒川町木造住宅耐震改修工事完了実績報告書(第10号様式)</u> [3] <u>現場立会い報告書(第11号様式)</u> [4] 耐震改修工事事業内訳書 [5] 耐震改修工事等の領収書の写し [6] その他町長が必要と認める書類 ※耐震シェルター等を設置する場合は[5]、[6]のみ添付	

第9号様式(第11条関係)

第9号様式(第11条関係)

耐震改修工事事業精算書

申請者		
所在地		寒川町
施 工 業 者	事業者名	
	住所	
	電話番号	
耐 修 工 事 費	耐震改修計画書作成費	円
	直接工事費	円
	諸経費	円
	現場立会い費	円
	改修計画による一般診断費	円
	小計	円
	消費税	円
	合計①	円
補助申請額		
(①×1/2かつ上限50万円)		

※上記表中の数値の根拠となる内訳書(見積書)を添付してください。

第10号様式 (第11条関係)

第10号様式(第11条関係)

年 月 日

(あて先)寒川町長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

寒川町木造住宅耐震改修工事完了実績報告書

年 月 日付け 号にて補助金の交付の決定通知書を受けた耐震改修工事が完了したので、寒川町木造住宅耐震改修工事事業等補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

建築物の所在地	寒川町	
工事完了日	年 月 日	
耐震診断結果	改修前	上部構造の総合評点 点
		診断者氏名
		電話番号
	改修後	上部構造の総合評点 点
		診断者氏名
		電話番号
交付決定額	円	
添付書類	[1] 耐震改修工事の各工程写真 [2] その他()	
備考		

第11号様式(第11条関係)

第11号様式(第11条関係)

年 月 日

(あて先)寒川町長

住所
現場立会い者 氏名
電話番号
資格

現場立会い報告書

木造住宅耐震改修工事の現場立会い結果を次のとおり報告します。

工事期間	年 月 日 から 年 月 日
現場立会い内容	
添付書類	立会い記録簿

第12号様式（第13条関係）

第12号様式（第13条関係）

年 月 日

様

寒川町長

寒川町木造住宅耐震改修工事業等補助金交付決定取消し通知書

年 月 日付けで通知した補助金の交付決定を、次のとおり取消すので通知します。

建築物の所在地	寒川町
建築物の用途	<input type="checkbox"/> 一戸建住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> 兼用住宅（店舗・事務所）
取消し理由	